

「国家安全保障戦略」の現時点での評価について

平成 30 年 12 月 18 日
内閣官房

「国家安全保障戦略」（平成 25 年 12 月 17 日閣議決定。以下「本戦略」という。）において、本戦略の内容は、おおむね 10 年程度の期間を念頭に置いたものであり、各種政策の実施過程を通じ、国家安全保障会議において、定期的に体系的な評価を行い、適時適切にこれを発展させていくこととされている。今般、こうした評価の一環として、本戦略に基づくこれまでの取組や現下の安全保障環境を踏まえつつ、本戦略の現時点での評価につき、以下のとおり取りまとめた。

1 「国家安全保障戦略」に基づくこれまでの取組

- （１）政府は、本戦略に基づき、平和安全法制、「防衛装備移転三原則」等、国家安全保障政策に係る様々な取組を着実に実施してきた。
- （２）特に、海洋、宇宙、サイバー等の分野については、国全体としての能力を強化するため、組織・分野横断的な取組を積極的に進めてきた。
- （３）安全保障上の政策的課題や個別の事案についても、的確に情報や知見の集約が行われ、特に重大なものについては、国家安全保障会議の司令塔機能の下、総合的な政策判断が迅速に行われ、実施されるようになっている。
- （４）さらに、本戦略の考え方の下、新たに「自由で開かれたインド太平洋」を関係国と連携しつつ推進する等、本戦略の示す方向性に沿った主導的な取組を発展させてきている。

2 現下の安全保障環境と国家安全保障上の課題

本戦略においては、国際社会におけるパワーバランスのかつてないほどの変化や技術革新の急速な進展等により、グローバル及びアジア太平洋地域における安全保障環境に、大きく複雑な影響が出ていることを指摘している。現下の安全保障環境と国家安全保障上の課題は、引き続き中長期的方向性を見定める必要はあるものの、全体として見れば、本戦略で示された基本的な認識の枠内にあると考えられる。一方で、国際社会においては、政治・経済・軍事の各分野における国家間の競争が顕在化する中、パワーバランスの変化はより加速化・複雑化しており、既存の国際秩序をめぐる不確実性が高まっている。また、情報通信等の分野における急速な技術

革新に伴い、諸外国は、宇宙・サイバー等の新たな領域を、軍事作戦においても利用するようになってきている。

(1) 第一に、米国は、依然として世界最大の総合的な国力を維持する国であり、トランプ政権の発足後、「国際社会は大国間競争に回帰している」との認識の下、「米国第一主義」と「力を通じた平和の維持」との方針を掲げ、中国及びロシアを「戦略的競争者」と位置付けるようになっている。

(2) 第二に、アジア太平洋地域においては、パワーバランスの変化によって生ずる問題や緊張に加え、いわゆるグレーゾーンの事態への対応も含め、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさと不確実性を増している。

ア 北朝鮮は、昨年まで弾道ミサイル発射・核実験を繰り返してきた。北朝鮮は、本年6月の米朝首脳会談等において、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を表明し、核実験場の爆破を公開する等の動きは見せたものの、全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄は行っておらず、北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化は生じていない。我が国を含むアジア太平洋地域の現下の安全保障環境の中で、累次の安保理決議が指摘するとおり、喫緊の対応が求められる脅威であることに本質的な変化はない。

イ 中国は、平成29年の第19回党大会において、今世紀中葉までに自らを社会主義現代化強国とするとともに、「世界一流の軍隊を築き上げる」との目標を掲げている。近年、政治面、経済面に加え、軍事面でも、東南アジアや南アジア等の広い地域での存在感を高めており、透明性を欠いた軍事力の拡大や東シナ海・南シナ海等における一方的な現状変更の試みを継続している。

ウ ロシアは、ウクライナ情勢等をめぐり欧米と激しく対立し、また、北極圏、欧州、米国周辺、中東に加え、北方領土を含む極東においても軍事活動を活発化させる傾向にある。

(3) 第三に、グローバルな安全保障環境においても、本戦略に示された様々な課題やリスクに加え、急速な技術革新の進展等の結果、国家安全保障の観点からも注目すべき新たな課題が生じている。

ア 海洋、宇宙、サイバー等の国際公共財について、国家が関与する形で自由なアクセスや活用が妨害されるといった状況が生じている。特に、サイバー空間と実空間の一体化が進展する中、サイバー空間における脅威が国家安全保障に直接影

響を与えるようになっている。また、大量破壊兵器等の拡散や国際テロといった脅威や地域紛争等の課題が引き続き存在している。

イ 科学技術においては、IoT・ロボット・人工知能（AI）・量子技術等、今後の社会や国民生活のあり方に本質的な変化をもたらし得る新たな技術革新が進展しており、技術優位の獲得をめぐって国際的競争が高まっているのみならず、これを安全保障分野に活用する動きも活発化している。

ウ グローバル経済については、米国の環太平洋パートナーシップ協定（TPP）からの離脱等、グローバル化の流れに対する不透明感が高まっている。一部の国において保護主義的な動きが強まるとともに一部の新興国による貿易歪曲措置に対する懸念が高まるなど、主要国間においては貿易・投資分野での摩擦も深刻化している。

3 「国家安全保障戦略」に基づく今後の取組

本戦略においては、我が国が掲げる理念、国益及び国家安全保障の目標を示した上で、国家安全保障上の我が国の強靱性を高めることで、アジア太平洋地域を始めとする国際社会の平和と安定につなげることを戦略的アプローチの中核とし、国際協調に基づく積極的平和主義の立場から、日米同盟を基軸としつつ、各国との協力関係を拡大・深化させるとともに、我が国が有する多様な資源を有効に活用し、総合的な施策を推進することとしている。本戦略で示された、我が国が掲げる理念、国益及び国家安全保障の目標は依然として妥当であり、戦略的アプローチの必要性・重要性に変わりはない。一方で、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさと不確実性を増す中、同アプローチに基づく取組を一層強化していく。

（１）望ましい国際秩序を形作っていくとの観点から、引き続き、「自由で開かれたインド太平洋」を推進すべく、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国及び太平洋島嶼国はもとより、同盟国である米国並びに豪州、インド、NZ、英国及びフランスを含むパートナーと連携する。法の支配に基づく自由で開かれた秩序の維持・強化のため、平和と安定の確保や、法執行、防災、人道支援・災害救援、地域における連結性向上及び経済・財政自立支援を通じた経済的繁栄に係る取組等を積極的に進めていく。

（２）また、本戦略に沿った取組として、以下の諸点を含め、包括的かつ主導的に取り組んでいく。

ア 国家安全保障の確保のためには、本戦略において述べられているとおり、外交

力及び防衛力を始め、まず我が国自身の能力とその基盤を強化する必要がある。特に、国家安全保障の最終的な担保となる防衛力については、実効性を強化する観点から、宇宙及びサイバー等の新たな領域をはじめ、大幅な強化を着実かつ迅速に実現していく。

イ 日米同盟は国家安全保障の基軸であり、我が国として、グローバルから地域に至るまで、あらゆる分野・レベルでの安全保障上の課題につき、主体的に米国との協調を図っていく。また、我が国自身の防衛力強化を進めつつ、平成 27 年 4 月に策定された「日米防衛協力のための指針」に基づき、自衛隊と米軍による平素から事態生起時に至る様々な場面での連携の強化や、米軍再編の着実な実施を通じた地域における米軍の安定的駐留の確保に取り組むなど、日米同盟を一層強化するための具体的取組を進めていく。

ウ 地域における幅広い関係国との間で、外交・安全保障協力を含むあらゆる分野での関係強化に取り組んでいく。平成 29 年に設立 50 周年を迎えた A S E A N との伝統的なパートナーシップを引き続き強化・発展させ、A S E A N の一体性・中心性の強化に向けた取組を支援する。国際秩序の安定を毀損するような挑戦に対しては、米国の地域への一層の関与を引き出しつつ、関係国とともに毅然と対応する。

エ 北朝鮮に対しては、米国及び韓国と緊密に連携しつつ、国連安保理決議に従い、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を行うよう引き続き求めていく。日朝関係については、日朝平壤宣言に基づき、拉致・核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて取り組んでいく。中国に対しては、大局的かつグローバルな観点から日中関係の安定的な発展を図りつつ、一方的な現状変更の試みに対しては冷静かつ毅然と対応する。ロシアに対しては、日露関係を全体として高めつつ、領土問題を解決して平和条約を締結するべく、粘り強く交渉を進めていく。また、シリアやイラン、北朝鮮、ウクライナ等を巡る国際問題の解決のための建設的対応を促す。

オ 海洋（海賊対処、海洋状況把握等）、宇宙（宇宙状況把握等）、サイバー等の分野においては、引き続き我が国自身の安全保障面での能力強化に取り組んでいくとともに、国際的な規範の形成に係る取組を含む国際的な協力を主導していく。また、国際平和協力における国際的努力に、これまでの取組も踏まえつつ、国連 P K O 等への司令部要員等の派遣や能力構築支援等の分野でも積極的に寄与していく。さらに、産学官の力を結集させ、我が国の科学技術の強みを安全保障分野において一層有効に活用していく。

カ 世界貿易機関（WTO）を基盤とする多角的貿易体制における世界規模の貿易自由化とルールの作成・執行を促進するとともに、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）、日EU経済連携協定（EPA）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）等に主体的・積極的に取り組むことにより、法の支配を基礎とした自由で開かれた国際経済システムの維持・強化を主導する。

キ 我が国にとって望ましい安全保障環境を作り出すため、我が国が有するあらゆる政策手段を体系的に組み合わせること等を通じ、平素からの戦略的なコミュニケーションを含む取組を強化する。

（以 上）